

Weekly Report

第516日号
令和元年8月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

ふるさと納税額や住民税控除の適用状況

◆平成30年度のふるさと納税は約5127億円

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）に行われたふるさと納税は、全地方団体の合計で受入額が約5127億円（前年度比1.4倍）、受入件数が約2322万件（同1.34倍）でした。

このうち、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例を利用した受入額は1141億円、受入件数は581万件となっています。

また、市区町村別で受入額が最も多かったのは、大阪府泉佐野市の498億円、次いで静岡県小山町の251億円、和歌山県高野町の196億円、佐賀県みやき町の168億円と続きます。

なお、上記の4団体は、今年6月から総務大臣がふるさと納税の対象となる地方団体を指定する制度により指定対象外となったため、6月以降に4団体に対して支出した寄附金は、住民税からの特例控除の適用は受けられません（通

常の寄付金控除として所得税と住民税の基本分の控除は適用可能）。

◆今年度分住民税における控除の適用状況は

ふるさと納税を行った方が確定申告又はワンストップ特例制度を適用した場合は、ふるさと納税を行った翌年度分の住民税から控除されます（ワンストップ特例適用者は所得税控除分を含めて控除）。

平成30年中（平成30年1月～12月）に行ったふるさと納税により、令和元年度分の住民税から控除を受けた方は395万人（前年度比1.34倍）で、その控除額は3265億円（同1.33倍）となりました。このうち、ワンストップ特例制度の適用した方は162万人、控除額は966億円です。

経営力向上計画の実施期間が終了となる場合

中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業者等に対する税制や資金繰り等の支援措置が設けられており、今年5月末日現在で88,122件が認定されています。

同法の施行（平成28年7月）から3年経過したことで、認定を受けた計画の実施期間が終了を迎えるものが出始めますが、実施期間を3年又は4年に設定している場合は終了前に計画の変更申請を行うことで、実施期間を5年まで延長することができます。

なお、実施期間終了後は変更申請ができないため、引き続き同法の支援措置を利用するには、新たに計画を策定し、認定を受ける必要があります。

大幅な引上げ目安が示された最低賃金

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した令和元年度の改定額の目安は、全国加重平均で27円の引上げとなる自給901円となりました。

各都道府県における引上げ目安は4ランク（A～D）に分けて提示されており、A（6都府県）は28円、B（11府県）は27円、C（14道県）とD（16県）は26円の引上げとなっています。

今後、この目安をもとに各地方最低賃金審議会で審議を行い、改定額が決定されます。